

令和7年度

京都市立病院に係る都市ガスの供給 仕様書

京都市立病院機構理念

- 市民のいのちと健康を守ります。
- 患者中心の最適な医療を提供します。
- 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します。

京都市立病院憲章

- 質の高い安全な医療を提供するとともに、地域の医療水準の向上に貢献します。
- 患者の権利と尊厳を尊重し、心のこもった医療を提供します。
- 救急や災害時における地域に必要な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持・増進に貢献します。
- 病院運営に参画する事業者等とのパートナーシップを強め、健全な病院経営に努めます。
- 職員の育成に努め、職員が自信と誇りを持ち、全力で医療に従事できる職場環境を作ります。

地方独立行政法人京都市立病院機構

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「法人」という。）が運営する京都市立病院に係る都市ガス供給の契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

- (1) 需要施設とは、当該契約における都市ガス供給場所である京都市立病院をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設へ都市ガスの供給を行う者をいい、法人と都市ガス供給契約を締結するガス小売事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に都市ガスを供給するための、供給者と需要施設との間のガス導管を維持し、供給者から導管により都市ガスを受け入れると同時に、需要施設に対して、導管により都市ガスの供給を行う一般ガス導管事業者をいう。
- (4) ガス事業者とは、供給者、託送者のいずれか、又は両者をいう。
- (5) 監督職員とは、機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務局管理PFI担当に所属する職員をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給都市ガスの仕様は次のとおりとする。

1 需要施設概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 対象建物 | 京都市立病院、院内保育所及び救急災害医療支援センター他 |
| (2) 需要場所 | 京都市中京区壬生東高田町1番地の2 |
| (3) 業種及び用途 | 病院 |

2 ガスの概要

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) ガスの種類 | 都市ガス13A |
| (2) 供給熱量 | 45MJ/m ³ |
| (3) 供給圧力 | 中圧B（3本）及び低圧（3本） |

3 使用条件の概要

以下(1)～(5)の数値の設定について、大口供給制度供給条件により定めのある場合は、同条件により設定された数値を採用する。

(1) 契約最大使用量： 2 1 0 m³/h

うち中圧B 2 0 8 m³/h、低圧 2 m³/h

(契約最大使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう。)

(2) 契約年間使用量： 6 1 0, 8 5 4 m³

(契約年間使用量とは、契約で定める1年間の契約予定月別ガス使用量の合計量をいう。)

令和6年4月～令和7年3月の月間ガス使用量の合計値に基づいて設定する。

(3) 予定年間引取量： 4 2 7, 5 9 8 m³

(予定年間引取量とは、法人が1年間において引き取らなければならないガス使用量をいう。)

(2)で設定した数値の70%とする。

(4) 契約最大需要期使用量： 2 5 5, 6 5 9 m³

(契約最大需要期使用量とは、需要契約期間の12月検針日の翌日から～翌年4月検針日までの間(4ヵ月間)における合計ガス使用量をいう。)

令和7年12月～令和8年3月の予定月別ガス使用量の合計値とする。

(5) 予定月別ガス使用量は、別紙1による。

4 供給期間 令和7年9月検針日の翌日から令和8年9月検針日まで

5 ガス料金の決定

ガス料金は以下の原則に従って決定する。

(1) ガス料金は、原則として原料費料金、託送供給料金及び諸経費料金により構成するものとする。

(2) 原料費料金は、各社が設定した原料費料金算定式により算出するものとし、入札時の原料費料金は、LNG 平均輸入価格は 92,757 円/t、LPG 平均輸入価格は 95,390 円/t を用いて算出するものとする。また、入札に当たっては、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。

(3) 託送供給料金は、託送者の入札日当日適用の小売託送供給約款における標準託送

供給料金及び低圧託送供給加算料金表を適用する。なお、託送供給料金は標準託送供給料金に変動があった場合には、協議のうえで単価を変更できるものとする。

(4) 諸経費料金は、各社毎に設定できるものとする。

(5) (1)の料金構成と異なる項目で入札する場合は、託送料金が託送者の小売託送供給約款の託送供給料金に基づいていること及び原料費、諸経費を漏れなく計上していることを留意事項として積算内訳表へ明示すること。

6 ガス料金単価調整

(1) 原料価格の変動があり、原料費が変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときは、受注者が定める大口供給制度供給条件に基づき改定できるものとする。

(2) 単価調整を行う場合は、入札時と請求時の原料費料金の算出資料を提出するものとする。

7 契約年間使用量の増減

ガス使用量は、法人の都合により契約年間使用量を上回る、又は下回ることができる。

8 契約最大使用量超過及び予定年間引取量未達

契約最大使用量を超過した場合及び予定年間引取量に満たない場合は、受注者の大口供給制度供給条件に基づき、精算額を請求することができる。

9 契約最大需要期使用量の超過

本契約期間の12月検針日の翌日から～翌年4月の検針日までにおける実績使用量が契約最大需要期使用量を超過した場合は、受注者の定める大口供給制度供給条件に基づき精算額を請求することができる。

10 ガス料金の算定

ガス料金は、託送者による1月（前回の検針日の翌日から今回の検針日までの期間をいう）のガスメーターの進行量の読取りにより、月間使用量を確定し、契約単価を乗じてその料金を算定する。

1 1 ガス使用量の測定法

- (1) 託送者が設置した計量器により毎月検針を行うものとする。
- (2) 料金算定期間は、定例検針日の翌日から次回定例検針日までとし、原則毎月 1 日から当該月の末日までとする。
- (3) 検針場所は、下記に示す敷地内 6 か所のガスメーターとする。

検針場所	供給地点特定番号
本館ボイラー	00212000063552604
本館低圧	00212100063552602
本館吸収式冷温水機	00212200063552600
北館元メーター	00212400087169304
院内保育所	00212400089308306
救急災害医療支援センター	00212400089409203

1 2 ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。ただし、メーターは託送者所有とする。

1 3 ガスの安定供給

供給者は、ガスの安定供給をはからねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申し出ができる。

- (1) ガスの需給逼迫等止むを得ない場合
- (2) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

1 4 受注者の責務

- (1) 供給者は、区分バルブ以降の消費機器に関する以下の調査を契約期間内に行うこと。ただし、前回調査から 4 年を経過しないものについては、調査を省略できるものとする。

ア 供給ガスに対する適応性

イ 漏えい検査

ウ ガス栓との接続方法

エ 湯沸器の吸排気設備

オ 湯沸器のCO測定

(2) 供給者は、内管（ガス工事）に関する連絡先、消費機器に関する連絡先を各々設定し、緊急時の連絡先を明確に表示すること。

(3) 機器調査等で鍵の貸出が必要な場合には、鍵貸出申請書（任意様式）に必要事項を記載のうえ、事前に監督職員に提出すること。

1.5 緊急時の対応及び保安体制

(1) 供給者（又は託送者）において、需要場所から30分圏内又は半径10km圏内に出勤拠点を有すること。また、保安体制を整備し緊急時には速やかな対応が可能となるように備えること。

(2) 供給者は災害発生の防止等に関して、託送者と連携協力し、保安を確保すること。

1.6 秘密の保持

供給者は、業務上知り得た情報及び事項を他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。ただし、事前に承諾を得ている場合はこの限りではない。なお、検針業務を第三者に委託する場合には、委託する第三者に秘密保持を遵守させるとともに、それが分かる書面（別紙2）を提出すること。

1.7 その他

本仕様書に規定されていない事項は、供給者が定める約款や供給条件等の規定による他、協議により決定するものとする。

別紙 1

予定月別使用量

使用 月別	月間使用量 （単位：m 3）			最大使用量 （単位： m 3／h）
	中圧B	低圧	月計	2 1 0 (内 低圧2)
令和7年9月	5 7， 7 9 2	4 8	5 7， 8 4 0	
1 0月	3 4， 3 9 2	6 5	3 4， 4 5 7	
1 1月	2 9， 9 0 5	7 5	2 9， 9 8 0	
1 2月	6 9， 2 7 5	8 0	6 9， 3 5 5	
令和8年1月	6 4， 5 3 6	9 3	6 4， 6 2 9	
2月	6 8， 0 1 9	7 9	6 8， 0 9 8	
3月	5 3， 5 0 1	7 6	5 3， 5 7 7	
4月	2 8， 0 3 4	1 1 2	2 8， 1 4 6	
5月	2 5， 5 9 3	9 2	2 5， 6 8 5	
6月	3 6， 3 7 8	8 8	3 6， 4 6 6	
7月	6 7， 6 6 6	8 9	6 7， 7 5 5	
8月	7 4， 8 1 0	5 6	7 4， 8 6 6	
小計	6 0 9， 9 0 1	9 5 3		
総計	6 1 0， 8 5 4			

令和7年 月 日

秘密保持遵守誓約書

(宛先)

会社名 代表者名

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

貴社から「令和7年度京都市立病院に係る都市ガスの供給」に係る業務委託を受けるにあたって、業務上知り得た情報及び事項を第三者へ開示しないことを誓約します。

また、委託期間終了後においても第三者へ開示しないことを誓約します。